

規制値設定対象核種について

(食品摂取による内部被ばく線量における放射性セシウムの寄与率の考え方)

～薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会

作業グループ（食品分類等）による検討～

1 規制の対象は半減期1年以上の放射性核種全体とする

新たな規制値は、福島原発事故直後に設けた暫定規制値に代わり、平成24年4月以降の長期的な状況に対応するものであるため、規制の対象は原子力安全・保安院のデータに基づき環境への放出が推定される放射性核種のうち半減期1年以上の核種全体（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム及びルテニウム106）とする。

2 放射性セシウム以外の規制対象核種は、内部被ばく線量に占める放射性セシウム（134及び137）の寄与率を用いて、放射性セシウムと一括した規制値として管理する。

放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、プルトニウム及びルテニウム106）は、検査の実効性を確保する観点から、放射性セシウムとの線量の比を用いて管理する。

その際、最も内部被ばく線量に対する影響が大きいことが明らかである放射性セシウムと一括した規制値を設けて管理する（7月12日部会了承事項）。

3 寄与率については、事故から1年～2年後の放射性セシウムの寄与率を用いる（成人で88%）。

放射性セシウムの寄与率は、事故後、年を追って変化するが事故から1年～2年後の寄与率を用いることにより、最も安全側に立った規制値となる。

4 放射性ヨウ素及びウランについては、規制値は設定しない。

放射性ヨウ素は、半減期が長いヨウ素131でも約8日であり、すでに現時点において検出が見られないことから、現在の状況が継続する限り規制値は設定しない。

ウランについては、原発敷地内データにおいても天然に存在するウランの同位体比と変化がなく、放出量は少ないため規制値は設定しない。